

総務企画委員会議事日程表

日 時 : 令和7年2月26日(水) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	13	財産処分について（唐国財産区財産）	P. 106
2	議 案	14	和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する 条例制定について	P. 108
3	議 案	15	和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定 個人情報提供に関する条例等の一部を改正する条例 制定について	P. 114
4	議 案	16	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 理に関する条例制定について	P. 122
5	議 案	25	令和6年度和泉市一般会計補正予算（第9号）【総務企 画所管分】	P. 202

分 割 付 託 案 件 内 訳

※ 議案第25号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第9号）

○歳入

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（８名）

委 員 長	埀 田 英 伸	副 委 員 長	谷 上 昇
委 員	森 久 往	委 員	スペル・デルフィン
委 員	阿 部 博	委 員	遠 藤 隆 志
委 員	小 林 昌 子	委員（議長）	関 戸 繁 樹

欠席委員（なし）

オブザーバー（１名）

副 議 長 吉 川 茂 樹

説明のため出席した者の職氏名

市 長	辻 宏 康
副 市 長	森 吉 豊
副 市 長	吉 田 康 人
参 与	並 木 敏 昭
危 機 管 理 部 長	山 本 文 昭
市 長 公 室 長	前 田 正 和
総 務 部 長	土 本 修 一
会 計 管 理 者	近 藤 眞 理
行 政 委 員 会 総 合 事 務 局 長	藤 原 美 津 子

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	井 阪 弘 樹	事務局次長兼総務課長	藤 原 準
総務課長補佐	上 岡 繁	総務課議事調査係総括主査	西 垣 聡
総務課議事調査係主事	香 山 幸 輝		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○埤田英伸委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより総務企画委員会を開会いたします。



◎市長挨拶

○埤田英伸委員長 ここで、市長の挨拶を願います。

辻市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

総務企画委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

埤田委員長、谷上副委員長はじめ委員の皆様方には御出席をいただき、また吉川副議長には御臨席をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日は、危機管理部、市長公室、総務部、会計室、議会事務局及び行政委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○埤田英伸委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎委員会審査

○埤田英伸委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託さ

れました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎議案第13号 財産処分について（唐国財産区財産）

○埤田英伸委員長 議事第1、議案第13号 財産処分について（唐国財産区財産）を議題いたします。

議案の説明を願います。

土本総務部長。

○土本修一総務部長 総務部長の土本です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第13号 財産処分について、その内容を御説明申し上げます。

議案書106ページを御覧ください。

本件は唐国財産区財産の土地を処分することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、土地の所在地、地目及び実測の面積は和泉市唐国町四丁目1216番1ほか4筆で、地目はため池、堤、合計1万3,864.63平方メートルです。

売却の方法は一般競争入札、売却予定価格は2億4,560万円、売却の相手方は株式会社西辻工務店、代表取締役西辻達佳に売却しようとするものです。

なお、参考資料といたしまして、107ページに処分予定地の位置図面を添付しておりますので、御参照願います。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第13号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○埤田英伸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第13号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号 和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定について

○埴田英伸委員長 議事第2、議案第14号 和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明をお願いします。

前田市長公室長。

○前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第14号 和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定について、その内容を御説明申し上げます。

議案書108ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、市民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、本市の行政手続等における情報通信技術の利用に関する必要な事項を定めようとするものです。

次に、その内容ですが、109ページを御覧ください。

まず、第1条は条例の目的を定め、第2条は条例で使用する用語の定義を定めており、(2)の市の機関等として、条例の対象とする期間は市長、教育委員会などの執行機関、消防本部、地方公営企業、市議会、公の施設の指定管理者などとしています。

次に、110ページを御覧ください。

第3条から第6条は、市が受け取る申請や市から発出する処分通知などの4類型の手続について、それぞれの手続の根拠条例等において、書面で行うことが規定されていても、本条例を適用することで電子的な方法によることができることを定めるものです。

また、電子的な申請の受理については、市の電子計算機のファイルへ記録された時点を申請の到達とみなすことなど、手続に関して統一的な取扱いを定めるものです。

次に、113ページ、第7条は、市が申請等を受け取る際に、住民票の写しなどの添付を求めているものについて、電子的な方法で市が添付書面の情報を確認できる場合には、添付を省略できることを定めています。

次に、第8条は、行政手続のオンライン化の推進状況について、インターネット等により随時公表することを規定し、第9条は細目を規則等に委任することを定めています。

最後に、附則は、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第14号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○埜田英伸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第14号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号 和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○埴田英伸委員長 議事第3、議案第15号 和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

前田市長公室長。

○前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第15号 和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例制定について、その内容を御説明申し上げます。

議案書114ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、所要の規定の整備を行おうとするものです。

次に、その内容ですが、115ページを御覧ください。

この条例改正は本市の3つの条例を一括して改正するもので、いずれも法律が改正されたことにより、引用している条項が変わったため、項ずれの規定整備を行うものです。制度内容の変更はございません。

まず、第1条は、和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の第2条の項ずれ対応です。

次に、116ページ、第2条は、和泉市税条例の第15条、第30条、第37条、第56条の2の項ずれ対応です。

次に、119ページ、第3条は、和泉市議会の個人情報の保護に関する条例の第2条及び第12条の項ずれ対応です。

最後に、121ページ、附則は、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第15号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○埤田英伸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第15号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○埤田英伸委員長 議事第4、議案第16号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

土本総務部長。

○土本修一総務部長 総務部長の土本です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第16号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議案書122ページを御覧ください。

提案の理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律により、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに拘禁刑が創設されるため、関係条例において所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、123ページを御覧ください。

本条例は7条立てで構成されており、第1条は関係条例の整理を目的としています。

第2条は、和泉市功労者表彰条例の改正で、資格の喪失に関する規定について、禁錮から拘禁刑に改めるものでございます。

第3条は、和泉市職員の給与に関する条例の改正で、124ページ、第25条の2と第25条の3は、期末手当の不支給及び一時差止めに関する規定について、125ページ、第42条及び126ページ、第42条の3は、退職手当の不支給及び返納に関する規定について同様の改正を行うものでございます。

第4条は、和泉市ラブホテル建築規制条例のうち罰則規定について、127ページ、第5条は、和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例のうち欠格事項に関する規定について、第6条は、和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例のうち退職報償金支給の制限規定について、128ページ、第7条は、和泉市議会の個人情報の保護に関する条例のうち罰則規定について、それぞれ懲役または禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

最後に、129ページ、附則でございますが、第1項は施行期日で、本条例は改正法の施行日と同日の令和7年6月1日から施行しようとするものでございます。

附則第2項から130ページ、附則第5項までは、罰則の適用や人の資格等に関する経過措置を定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第16号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○埴田英伸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第16号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第9号）＜総務企画所管分＞

○埤田英伸委員長 議事第5、議案第25号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第9号）の本委員会所管部分を議題といたします。

なお、本件は歳入のみとなっていることから、議案の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第25号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第25号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○埤田英伸委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、総務企画委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時15分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 埤 田 英 伸